

公 告

5高農共組第674号
令和6年 2月 6日

園芸施設共済に係る令和6年4月から共済責任期間が開始する共済掛金率等の公告について

事業規程第143条第2項の規定に基づき、令和6年4月から共済責任期間が開始する共済掛金率について、下記のとおり公告する。

高知県農業共済組合
組合長理事 森 岡 敬 雄



記

1. 共済掛金率（標準率）

(単位:%)

Table with columns: 施設区分, 地域, 小損害不填補の金額, 被覆・未被覆, 特定園芸施設及び附帯施設, 施設内農作物, 事故除外, 特定園芸施設撤去費用額, 園芸施設復旧費用額. Rows include categories like ガラス室I類, ガラス室II類, プラスチックハウスI類, etc., with sub-rows for amounts (1万円, 3万円, 10万円, 20万円, 50万円, 100万円) and coverage status.

2. 共済金額

共済価額に次の割合（付保割合）を乗じて得た金額とする。 付保割合＝40%～80%

但し、共済金額は、特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物・撤去費用・本体復旧費用・附帯復旧費用ごとに、共済価額に組合員が上記から選択した割合を100分の40を乗じて得た金額を下らず、共済価額に100分の80を乗じて得た金額を超えない範囲で円単位となります。共済価額は、主務大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物・撤去費用・本体復旧費用・附帯復旧費用の共済責任期間開始時における価額を基礎として、この組合が定める金額とします。また、付保割合80%を選択している場合、10%又は20%のいずれかを選択して追加することができます。（付保割合追加特約）

【加入方法】

特定園芸施設に附帯施設・施設内農作物・撤去費用・復旧費用を加えて加入することができます。撤去費用・復旧費用・小損害不填補の金額・付保割合追加特約は棟ごとに選択して加入することができます。

3. 組合員等負担掛金率

組合員等負担掛金率は、上記1、共済掛金率のうち、復旧費用額及び小損害不填補の金額が1万円以外の掛金率は2分の1の率とし、復旧費用額及び小損害不填補の金額が1万円の掛金率は同率とする。

4. 危険段階別共済掛金率

施設区分別、共済目的別等の危険段階別共済掛金率及び集団加入等の割引に係る危険段階別共済掛金率については別紙（※）のとおりとする。 ※別紙（※）については組合に備え付けています。個人毎の損害率によって掛金率が異なりますのでお気軽にお尋ね下さい。